

第5節 地域のつながりの中で、ぬくもりのある暮らしをおくるために

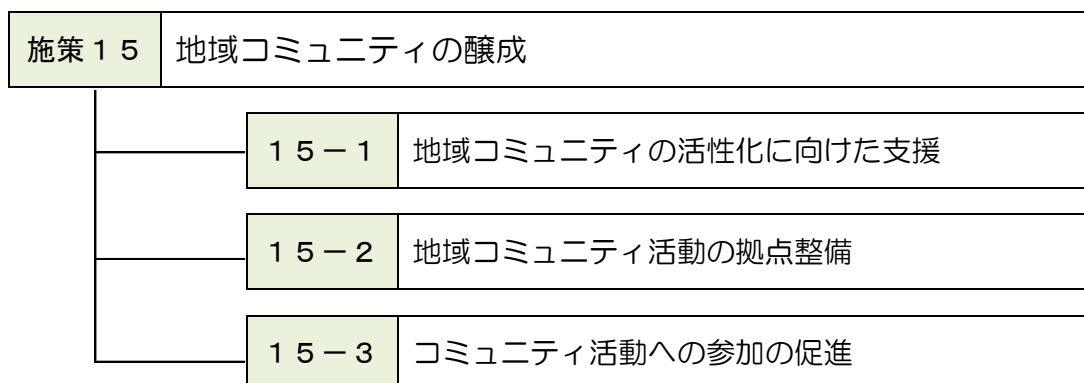
5-1 地域のつながりや連帯感を大切にし、だれもがぬくもりにふれあえるまち

施策15 地域コミュニティの醸成

目的	対象	市民，地域コミュニティ，市民活動団体
	意図	コミュニティ活動が活発に行われるようになる 地域の一員としての連帯感を持つことができる

✦ 施策の方向と基本的取組の体系

市民が地域活動などに積極的に参加し、市民同士の交流が促進できるよう、地域にコミュニティ組織と拠点施設を整備します。また、地域の課題などについて、自分たちで取り組み、解決できるよう環境整備を行います。



時点修正のポイント（修正基本計画における新たな課題や継続的な主要課題等）

- 地区協議会未設立地区への働きかけ
- 市民活動支援センターの機能充実

✦ 現状と課題

○市内では、自治会や小学校区に設立された地区協議会をはじめ、多くの団体や市民が、それぞれの地域でまちづくり活動を活発に展開しています。

○活動の分野は、防災・防犯，福祉，教育，環境など多岐にわたり、近年では地域を基盤に形成される地縁型の団体だけでなく、地域を超えて、共通の関心や目的を持って設立され



た市民団体やNPO等のテーマ型の活動団体も増えています。

- 都内近郊では都市化の進展や少子高齢化の進行，市民の価値観や生活様式の多様化などに伴い，無縁社会や地域における孤立化といった現象が社会問題化しています。地域でのコミュニティ活動への参加者の減少，組織の担い手の高齢化や固定化など，コミュニティの希薄化が課題となっています。調布市でも，自治会への加入世帯の割合が年々減少し，平成26年4月現在5割を下回っています。
- 地域の一員としての連帯感を感じている市民の割合は，平成22年以降減少傾向が続いています。目標値である50%を達成しているのは65歳以上のみで，64歳以下は20～30%にとどまっています。
- 東日本大震災以降，地域における人と人との助け合いや支え合いといった共助の力が重要であることが改めて認識されました。また，介護保険制度改革などにより，高齢者に対する地域全体での見守りや支え合いが今まで以上に必要となっています。今後は，身近な問題をお互いの助け合いで解決しようとする自治の意識をより一層醸成し，市民一人一人が自ら担い手となって取り組んでいくことが必要です。
- 小学校区単位で活動する地区協議会をはじめ，多くの団体や市民が，それぞれの地域でまちづくり活動を活発に展開しています。
- 地区協議会は，全20小学校区に対して現在14の地区（※）で設置されています。未設置の地区への働きかけや説明会を実施し，設置を促す必要があります。
※平成27年2月に15地区目（北ノ台小学校区）の設立を予定しています。
- 自治会や地区協議会など，地縁団体の活性化とともに，防災・防犯，地域福祉，青少年活動等を支えるNPOやボランティア，市民同士の交流など，人と人とのつながりやそこで生まれる活動を支援していくことが必要です。また，様々な市民活動相互の交流を促進し，ネットワーク化することにより，新たな活動の展開が芽生えるよう支援していくことも必要です。
- 調布市では，コミュニティ活動や福祉・文化的な活動の拠点として，「地域福祉センター」を市内各地に10館設置するとともに，地域福祉センターを補完する「ふれあいの家」を17か所（※）設置しています。また，一部の地域福祉センターでは，住民票や税に関する証明書発行の窓口や，社会福祉協議会のボランティアコーナーなども設置しています。
※平成27年4月に1か所（上の原ふれあいの家）新設を予定しています。
- いずれの施設も市民のコミュニティ活動の拠点として利用が増えつつありますが，より効果的な活用を目指し，施設の在り方を踏まえた適切な維持管理と計画的な老朽化対策が必要です。

✦ 基本的取組の内容

15-1 地域コミュニティの活性化に向けた支援

◆地域コミュニティの形成と支援

地域の自治を推進するため、引き続き、地域の市民や団体をネットワークで結ぶ地区協議会の全小学校区での設立を目指すとともに、それぞれの地域の主体性を尊重しながら、運営や活動への支援を推進します。また、市民の自主的な活動を推進していくため、自治会の地域活動を支援します。

◆地域コミュニティの活性化に向けた支援の検討・実践

まちづくり活動の輪を広げながら、地域の方々との議論を通して将来のコミュニティの在り方を模索し、地域のコミュニティ活動が活発になるような支援策を検討・実践します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
地域の一員としての連帯感を感じている市民の割合	37.9% (平成 25 年度)	50.0% (平成 30 年度)

基本計画事業

事業名	地区協議会の設立と支援
事業の内容	地区協議会の設立に向けた取組を支援するとともに、既存の地区協議会に対し情報提供等、必要な活動支援を行います。

15-2 地域コミュニティ活動の拠点整備

◆地域コミュニティ施設の整備・維持管理

地域コミュニティ活動の拠点については、地域の配置状況を踏まえ整備を進めるとともに、既存施設の適切な維持管理と計画的な改修等を行います。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
地域コミュニティ施設の利用件数 (上段：地域福祉センター， 下段：ふれあいの家)	27,580 件 12,565 件 (平成 25 年度)	29,000 件 15,000 件 (平成 30 年度)

基本計画事業

事業名	ふれあいの家の整備
事業の内容	地域福祉センターを補完するコミュニティ施設であるふれあいの家を、葬儀の利用など多機能化を図っていく中で、地域の配置状況を踏まえ整備します。

15-3 コミュニティ活動への参加の促進

◆コミュニティ活動に参加しやすい環境づくり

より多くの市民がコミュニティ活動に関心を持ち、気軽に参加できるよう、様々な活動に関する情報発信や、活動に参加するためのきっかけづくりを進めていきます。

◆市民活動支援センターの運営

市民、地域が主体となったまちづくり活動の活性化を推進するため、市民活動支援センターにおいて、市民活動に関する相談のほか、必要な情報の収集や情報発信のサポート、NPO等の各種団体や関係機関、市民の連絡調整など、各種事業に取り組みます。また、男女共同参画推進センターや産業振興センターとも連携を図り、コミュニティビジネスなどの新たな活動への支援も進めていきます。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
地域活動に参加している市民の割合	27.9% (平成25年度)	33.0% (平成30年度)

基本計画事業

事業名	市民活動支援センターの運営
事業の内容	市民活動の拠点として、中間支援機能を高め、情報の収集・提供、各種相談、活動や人材のコーディネート、啓発事業、交流事業等を実施し、市民活動の活性化を図ります。



参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

- 市民は、地域社会の一員として、地域のコミュニティ活動に参加・協力し、地域課題の解決に取り組みます。
- 事業者も地域社会の一員として、地域のまちづくり活動に参加・協力します。